

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第五号

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（部分休業）</p> <p>第四条 知事は、次に掲げる職員以外の職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次条に規定するところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下この条及び次条第二項において「短時間勤務職員」という。）を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第二十七</u>条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として知事が定める者を含む。<u>第六</u>条において同じ。）を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>一・二略</p>	<p>（部分休業）</p> <p>第四条 知事は、次に掲げる職員以外の職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次条に規定するところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第二十七</u>条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として知事が定める者を含む。<u>以下</u> 同じ。）を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>一・二略</p>

附 則

この規程は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。